

厚生労働大臣が定める揭示事項

1) 医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。マイナ保険証利用を促進するなど医療 DX の推進により、質の高い医療の提供に努めております。

電子処方箋の発行については、導入時期未定です。

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

2) 明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付へお申し出ください。

3) 一般名処方加算について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方で処方する取り組みを行っております。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

4) 生活習慣病管理料（2）

糖尿病、高血圧症、脂質異常症の患者様には生活習慣病管理料（2）の算定を行っております。

5) 当院の厚生局届出事項について

1. 当院は保健医療機関の指定をうけております。

2. 厚生局届出事項

医療 DX 推進体制整備加算